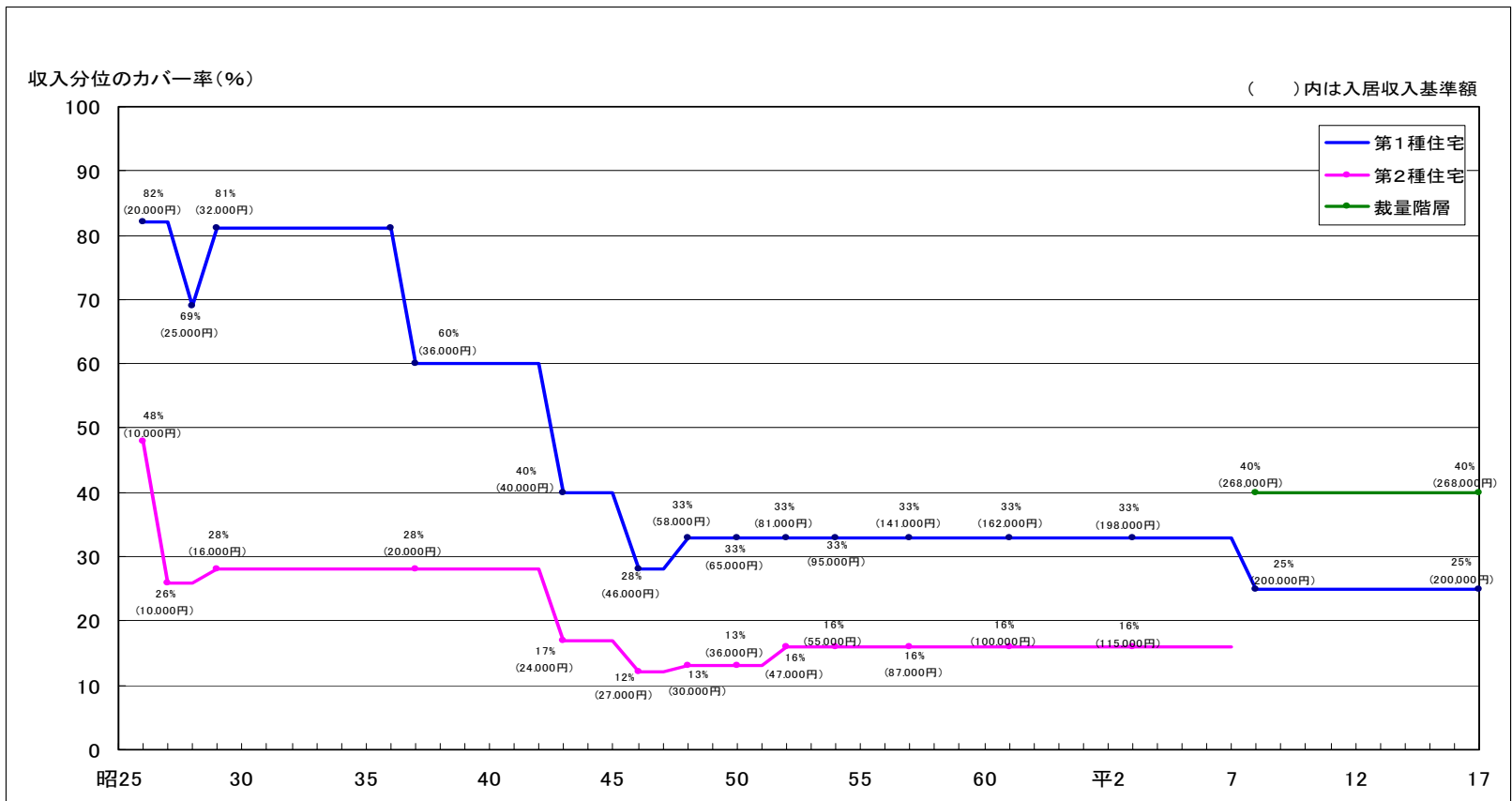


1-4 入居収入基準の推移

公営住宅制度の創設以降、社会経済情勢の変化を踏まえ、入居収入基準を逐次見直してきたが、平成8年以降は見直されていない。



※ 平成8年の公住法改正により第1種、第2種住宅の種別は廃止
 裁量階層とは高齢者・障害者世帯等に適用される収入基準(268,000円を上限として事業主体が定める)

出典:国土交通省資料